

「新 貯水槽の衛生管理」第1版第3刷 訂正表

ページ	章番号	列	訂正箇所	第1版第3刷	第1版第4刷
巻頭	編集委員会 執筆者名簿		紀谷先生所属	神奈川大学工学部建築学科教授	東京工業大学名誉教授
			青木先生所属	(株)西原衛生工業所技術本部技術部技術管理グループリーダー	(株)西原衛生工業所技術本部技術管理部実験・開発グループリーダー
18	第2章	左	2-2-4 水質基準	<p>2-2-4 水質基準</p> <p>2003年5月,厚生労働省では厚生科学審議会の答申を受けて「水質基準に関する省令」を公布し,2004年4月から新水質基準が施行されることになった。この改正では,水質基準に13項目追加し,9項目削除した結果,50項目となった。このなかで,微生物学的試験項目では糞便汚染指標細菌が,「大腸菌群」から「大腸菌」に変更された。また,化学的試験項目では,有機物指標である「過マンガン酸カリウム消費量」に代えてより直接的な指標として「全有機炭素」が採用された。さらに,水源の種類によっては比較的高濃度で検出されることのある物質として「ホウ酸(海水など)」や「1,4-ジオキサン(地下水など)」、消毒副生成物として「臭素酸」、「クロロ酢酸」、「ジクロロ酢酸」、「トリクロロ酢酸」、「ホルムアルデヒド」が追加採用された。生活利用上の障害の観点からは,検出状況も踏まえ,「アルミニウム」、「ジェオスミン」、「2-メチルイソボルネオール(2MIB)」、「非イオン界面活性剤」が採用された。一方,検出実態を考慮し,水質基準とする必要がない物質として,「1,2-ジクロロエタン」、「1,3-ジクロロプロペン」、「シマジン」、「チウラム」、「チオペンカルブ」、「1,1,2-トリクロロエタン」、「1,1,1-トリクロロエタン」は水質基準から削除された。また,2008年4月に「塩素酸」が追加され51項目となった。水質基準項目および基準値を表2-2- に示した。また,2008年4月に「塩素酸」が追加され51項目となった。水質基準項目および基準値を表2-2- に示した。</p>	<p>2-2-4 水質基準</p> <p>2003年5月,厚生労働省では厚生科学審議会の答申を受けて「水質基準に関する省令」を公布し,2004年4月から新水質基準が施行された。この改正では,水質基準に13項目追加し,9項目削除した結果,50項目となった。このなかで,微生物学的試験項目では糞便汚染指標細菌が,「大腸菌群」から「大腸菌」に変更された。また,化学的試験項目では,有機物指標である「過マンガン酸カリウム消費量」に代えてより直接的な指標として「全有機炭素」が採用された。さらに,水源の種類によっては比較的高濃度で検出されることのある物質「ホウ素」や「1,4-ジオキサン」、消毒副生成物として,「臭素酸」、「クロロ酢酸」、「ジクロロ酢酸」、「トリクロロ酢酸」、「ホルムアルデヒド」が追加された。生活利用上の障害の観点からは,検出状況も踏まえ,「アルミニウム」、「ジェオスミン」、「2-メチルイソボルネオール」、「非イオン界面活性剤」が追加された。一方,検出実態を考慮し,水質基準とする必要がないとして,「シマジン」他6項目が削除された。その後,2008年4月に「塩素酸」の追加(50 51項目),2009年4月に「1,1-ジクロロエチレン」の削除(51 50項目),「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」に変更,「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」の基準値変更,2010年4月に「カドミウム及びその化合物」の基準値が変更された。水質基準項目および基準値を表2-2- に示した。</p>
18	第2章	左	2-2-4 水質基準 下から7行目～	「水質基準に関する省令」で定められた水道水の水質基準は,細菌やトリハロメタンなどの健康に関連する項目(31項目)と,色,濁り,においなどの水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)がある。	「水質基準に関する省令」で定められた水道水の水質基準は,細菌やトリハロメタンなどの健康に関連する項目(30項目)と,色,濁り,においなどの水道水が有すべき性状に関連する項目(20項目)がある。
19	第2章		表2-2- 水道法に定める水質基準	<p>平成21年4月の改正箇所</p> <p>15:1,1-ジクロロエチレン:0.02mg/L以下であること。</p> <p>16:シス-1,2-ジクロロエチレン 番号:16～51</p> <p>46:有機物(全有機炭素(TOC)の量):5mg/L以下であること。</p> <p>平成22年4月の改正予定箇所</p> <p>3:カドミウム及びその化合物:カドミウムの量に関して,0.01mg/L以下であること。</p>	<p>平成21年4月の改正箇所</p> <p><del>15:1,1-ジクロロエチレン:0.02mg/L以下であること。削除</del></p> <p><del>15:シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン</del> 番号:<del>15～50</del></p> <p><del>45:有機物(全有機炭素(TOC)の量):3mg/L以下であること。</del></p> <p>平成22年4月の改正箇所</p> <p>3:カドミウム及びその化合物:カドミウムの量に関して, 0.003mg/L以下であること。</p> <p>訂正後の表は,別紙 参照</p>

「新 貯水槽の衛生管理」第1版第3刷 訂正表

ページ	章番号	列	訂正箇所	第1版第3刷	第1版第4刷
20	第2章		表2-2- 水質管理目標設定項目	<p>平成21年4月の改正箇所</p> <p>6:トランス-1,2-ジクロロエタン:0.04mg/L以下 12:ジクロロアセトニトリル:0.04mg/L以下(暫定) 13:抱水クロラール:0.03mg/L以下(暫定) 番号:11~27 2項目追加(29, 30)</p> <p>平成22年4月の改正予定箇所</p> <p>7:1,1,2-トリクロロエタン:0.006mg/L以下</p>	<p>平成21年4月の改正箇所</p> <p><del>6:トランス-1,2-ジクロロエタン:0.04mg/L以下</del> 削除 13:ジクロロアセトニトリル:0.01mg/L以下(暫定) 14:抱水クロラール:0.02mg/L以下(暫定) 番号:12~28 29:1,1-ジクロロエチレン:0.1mg/L以下 30:アルミニウム及びその化合物:アルミニウムの量に関して, 0.1mg/L以下</p> <p>平成22年4月の改正箇所</p> <p><del>7:1,1,2-トリクロロエタン:0.006mg/L以下</del> 削除 訂正後の表は、別紙 参照</p>
22	第2章	右	(1)水質検査項目及び頻度 上から15行目	を行なえるようになった。	を行なえるようになった。その後、検査項目は、平成20年(50 51項目)と平成21年(51 50項目)に見直しが行われた。
23	第2章		表2-2- 建築物衛生法に基づく水質検査項目およびその頻度	<p>1. 水源として水道水を使用 6ヶ月に1回:38, 46, 47, 48, 49, 50, 51 1回省略可:32, 34, 35, 40 1年に1回:21~31</p> <p>2. 水源として地下水等を使用 6ヶ月に1回:38, 46, 47, 48, 49, 50, 51 1回省略可:32, 34, 35, 40 1年に1回:21~31 3年に1回 15:1,1-ジクロロエチレン 16:シス-1,2-ジクロロエチレン 17~20, 45</p>	<p>1. 水源として水道水を使用 6ヶ月に1回:37, 45, 46, 47, 48, 49, 50 1回省略可:31, 33, 34, 39 1年に1回:20~30</p> <p>2. 水源として地下水等を使用 6ヶ月に1回:37, 45, 46, 47, 48, 49, 50 1回省略可:31, 33, 34, 39 1年に1回:20~30 3年に1回 <del>45:1,1-ジクロロエチレン</del> 削除 15:シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 16~19, 44 訂正後の表は、別紙 参照</p>
24	第2章	左	上から19行目~	38. 塩化物イオン 46. 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	37. 塩化物イオン 45. 有機物(全有機炭素TOC)の量)
24	第2章	左	上から24行目~	32. 亜鉛及びその化合物 34. 鉄及びその化合物 35. 銅及びその化合物	31. 亜鉛及びその化合物 33. 鉄及びその化合物 34. 銅及びその化合物
24	第2章	左	上から29行目	40. 蒸発残留物	39. 蒸発残留物
24	第2章	左	上から32行目~	47. pH値 48. 味 49. 臭気 50. 色度 51. 濁度	46. pH値 47. 味 48. 臭気 49. 色度 50. 濁度
24	第2章	左	上から38行目~	21. 塩素酸 22. クロロ酢酸 23. クロロホルム 24. ジクロロ酢酸	20. 塩素酸 21. クロロ酢酸 22. クロロホルム 23. ジクロロ酢酸

「新 貯水槽の衛生管理」第1版第3刷 訂正表

ページ	章番号	列	訂正箇所	第1版第3刷	第1版第4刷
24	第2章	右	上から1行目～	25.ジプロモクロロメタン 26.臭素酸 27.総トリハロメタン 28.トリクロロ酢酸 29.プロモジクロロメタン 30.プロモホルム 31.ホルムアルデヒド	24.ジプロモクロロメタン 25.臭素酸 26.総トリハロメタン 27.トリクロロ酢酸 28.プロモジクロロメタン 29.プロモホルム 30.ホルムアルデヒド
39	第2章	右	上から3行目	使用する水の硬度成分(炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、シリカなど)や腐食に伴う錆によって…	使用する水の硬度成分(炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム)やシリカ、腐食に伴う錆によって…
44	第3章	右	下から4行目	(SHASE - S 206 - 2000)	(SHASE - S 206 - 2009)
46	第3章	右	上から4行目	1976年・1982年・1991年・2000年	1976年・1982年・1991年・2000年・2009年
			上から7行目	規範を示すものとして重要視されている。	規範を示すものとして重要視されている。
49	第3章	左	図3-3- タイトル	増圧給水設備と重なっている	1行下げる
52	第3章		図3-3- 説明文末	距離とする。(標準的にはa', b', d, e 45cm)	距離とする(標準的にはa', b', d, e 45cm)。
60	第3章	左	上から9行目	液体もしくは洗浄されるべき汚物を受け入れるために、またはそれらを排出……………(SHASE - S 206-2000)	液体または洗浄されるべき汚物を受け入れるために、もしくはそれらを排出……………(SHASE - S 206-2009)
71	第3章	左	下から1行目	「給水装置の構造及び材質基準に関する…」	「給水装置の構造及び材質の基準に関する…」
79	第3章	左	下から3行目	(平成16年厚生労働省令第15号)	(平成9年度厚生労働省令第14号)
81	第3章		表3-5- タイトル	(平成16年厚生労働省令第15号)	(平成9年度厚生労働省令第14号)
81	第3章		表3-5- 浸出性能の判定基準	平成21年4月の改正箇所及び誤字 ヒ素 " : [末端給水]ひ素として 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素: [末端給水]1mg / L以下 1,1-ジクロロエチレン: 0.02mg/L以下: 0.002mg/L以下 シス-1,2-ジクロロエチレン ホルムアルデヒド: [末端給水]0.08mg / L以下 有機物(全有機炭素(TOC)の量): [給水管]5mg / L以下 平成22年4月の改正予定箇所 カドミウム及びその化合物: 0.01mg / L以下: 0.001mg / L以下 1, 1, 2 - トリクロロエタン: 0.006mg / L以下: 0.0006mg / L以下	平成21年4月の改正箇所及び誤字 ヒ素 " : [末端給水]ヒ素として 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素: [末端給水]1.0mg / L以下 4,4-ジクロロエチレン: 0.02mg/L以下: 0.002mg/L以下 削除 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン ホルムアルデヒド: [末端給水]0.008mg / L以下 有機物(全有機炭素(TOC)の量): [給水管]3mg / L以下 平成22年4月の改正箇所 カドミウム及びその化合物: 0.003mg / L以下: 0.0003mg / L以下 1, 1, 2 - トリクロロエタン: 0.006mg / L以下: 0.0006mg / L以下 削除 訂正後の表は、別紙 参照
112	第4章	右	上から3,6,9,10,15,16,17, 27,32行目	従事者 (10箇所)	労働者
151	第5章	右	下から9行目	掃除方法	清掃方法
176	第6章		図レイアウト変更	図6-1- 、図6-1- 、図6-1-	177ページ上段へ
178	第6章		表・図レイアウト変更	表6-1- 、図6-1-	179ページ上段へ

「新 貯水槽の衛生管理」第1版第3刷 訂正表

ページ	章番号	列	訂正箇所	第1版第3刷	第1版第4刷
179	第6章		表レイアウト変更	表6-1- 、表6-1-	180ページ上段へ
180	第6章		表レイアウト変更	表6-1-	181ページ上段へ
181	第6章	左	写真レイアウト変更	写真6-1-	182ページ左上段へ
182	第6章	左	写真レイアウト変更	写真6-1-	183ページ左上段へ
189	第6章	左	1行目及び16行目	Xカットテープ	クロスカットテープ
286	制度		差替え	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第8条第3項に規定する指定試験機関等を指定する省令	平成20年11月28日厚生労働省令第163号の最終改正に訂正(別紙 )
369	関係法令		上から3行目下に挿入	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号)	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省令第14号) (最近改正 平成22年2月17日厚生労働省令第18号)
373	関係法令		別表第1 表中 カドミウム及びその化合物	平成22年4月の改正予定箇所 [末端給水用具]:カドミウムの量に関して、0.001mg/L以下であること。 [給水管等]:カドミウムの量に関して、0.01mg/L以下であること。	平成22年4月の改正箇所 [末端給水用具]:カドミウムの量に関して、0.0003mg/L以下であること。 [給水管等]:カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
374	関係法令		別表第1 表中	平成21年4月の改正箇所及び誤字 1,1-ジクロロエチレン:0.002mg/L以下であること。:0.02mg/L以下であること。 シス-1,2-ジクロロエチレン 有機物(全有機炭素(TOC)の量):0.5mg/L以下であること。:5mg/L以下であること。 平成22年4月の改正予定箇所 1,1,2-トリクロロエタン:0.0006mg/L以下であること。:0.006mg/L以下であること。	平成21年4月の改正箇所及び誤字 <del>1,1-ジクロロエチレン:0.002mg/L以下であること。:0.02mg/L以下であること。 削除</del> シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 有機物(全有機炭素(TOC)の量):0.5mg/L以下であること。:3mg/L以下であること。 平成22年4月の改正箇所 <del>1,1,2-トリクロロエタン:0.0006mg/L以下であること。:0.006mg/L以下であること。 削除</del>

表2-2- 水道法に定める水質基準<sup>2)</sup>

番号	項目名	基準値	番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	26	総トリハロメタン(クロロホルム,ジブロモクロロメタン,プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。	27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して,0.003mg/L以下であること。	28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して,0.0005mg/L以下であること。	29	プロモホルム	0.09mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して,0.01mg/L以下であること。	30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して,0.01mg/L以下であること。	31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して,1.0mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して,0.01mg/L以下であること。	32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して,0.2mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して,0.05mg/L以下であること。	33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して,0.3mg/L以下であること。
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して,0.01mg/L以下であること。	34	銅及びその化合物	銅の量に関して,1.0mg/L以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して,200mg/L以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して,0.8mg/L以下であること。	36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して,0.05mg/L以下であること。
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して,1.0mg/L以下であること。	37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	38	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
14	1,4 ジオキサン	0.05mg/L以下であること。	39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
16	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	41	(4S,4aS,8aR) オクタヒドロ 4,8a ジメチルナフタレン 4a(2H) オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/L以下であること。
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	42	1,2,7,7 テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン 2 オール(別名2 メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。
18	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。	43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
19	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	44	フェノール類	フェノールの量に換算して,0.005mg/L以下であること。
20	塩素酸	0.6mg/L以下であること。	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。
21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	47	味	異常でないこと。
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。	48	臭気	異常でないこと。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	49	色度	5度以下であること。
25	臭素酸	0.01mg/L以下であること。	50	濁度	2度以下であること。

表2-2- 水質管理目標設定項目

項目		目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して0.015mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して0.002mg/L 以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して0.01mg/L 以下(暫定)
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/L 以下(暫定)
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
8	トルエン	0.2mg/L 以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として,1以下
16	残留塩素	1mg/L 以下
17	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	10mg/L 以上100mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.01mg/L 以下
19	遊離炭酸	20mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3m/L 以下
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下
23	臭気強度(TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30mg/L 以上200mg/L 以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	- 1程度以上とし極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して, 0.1mg/L 以下

表2-2- 建築物衛生法に基づく水質検査項目およびその頻度

1. 水源として水道水を使用

7日に1回	6ヶ月に1回		1年に1回 (6月1日～9月30日)		3年に1回		給水開始時
		1回省略可(1年に1回)					
遊離残留塩素	1*	一般細菌	6	鉛及びその化合物	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	必要な場合 色,濁り,臭い,味等に異常が認められた場合,又は周囲の状況から判断して,基準に適合しないおそれがある場合は表2-2- の必要な項目について検査を実施
	2	大腸菌	31	亜鉛及びその化合物	20	塩素酸	
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	33	鉄及びその化合物	21	クロロ酢酸	
	37	塩化物イオン	34	銅及びその化合物	22	クロロホルム	
	45	有機物全有機炭素(TOC)の量	39	蒸発残留物	23	ジクロロ酢酸	
	46	pH値			24	ジブロモクロロメタン	
	47	味			25	臭素酸	
	48	臭気			26	総トリハロメタン	
	49	色度			27	トリクロロ酢酸	
	50	濁度			28	ブロモジクロロメタン	
				29	ブロモホルム		
				30	ホルムアルデヒド		

\* 厚生労働省令第101号の水質基準の番号

2. 水源として地下水等を使用

7日に1回	6ヶ月に1回		1年に1回 (6月1日～9月30日)		3年に1回		給水開始時
		1回省略可(1年に1回)					
遊離残留塩素	1*	一般細菌	6	鉛及びその化合物	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	表2-2- 中のすべての項目について検査を実施 必要な場合 色,濁り,臭い,味等に異常が認められた場合,又は周囲の状況から判断して,基準に適合しないおそれがある場合は表2-2- の必要な項目について検査を実施
	2	大腸菌	31	亜鉛及びその化合物	20	塩素酸	
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	33	鉄及びその化合物	21	クロロ酢酸	
	37	塩化物イオン	34	銅及びその化合物	22	クロロホルム	
	45	有機物全有機炭素(TOC)の量	39	蒸発残留物	23	ジクロロ酢酸	
	46	pH値			24	ジブロモクロロメタン	
	47	味			25	臭素酸	
	48	臭気			26	総トリハロメタン	
	49	色度			27	トリクロロ酢酸	
	50	濁度			28	ブロモジクロロメタン	
				29	ブロモホルム		
				30	ホルムアルデヒド		
					13	四塩化炭素	
					15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	
					16	ジクロロメタン	
					17	テトラクロロエチレン	
					18	トリクロロエチレン	
					19	ベンゼン	
					44	フェノール類	

\* 厚生労働省令第101号の水質基準の番号

表3-5- 浸出性能の判定基準(平成16年厚生労働省令第6号)

基準項目	判定基準値	
	給水管等	末端給水用具
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.01mg/L以下	カドミウムとして 0.001mg/L以下
水銀 "	水銀として 0.0005mg/L以下	水銀として 0.00005mg/L以下
セレン "	セレンとして 0.01mg/L以下	セレンとして 0.001mg/L以下
鉛 "	鉛として 0.01mg/L以下	鉛として 0.001mg/L以下
ヒ素 "	ヒ素として 0.01mg/L以下	ヒ素として 0.001mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05mg/L以下	六価クロムとして 0.005mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンとして 0.01mg/L以下	シアンとして 0.001mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.0mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素として 0.8mg/L以下	フッ素として 0.08mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素として 1.0mg/L以下	ホウ素として 0.1mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.0006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.003mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1.0mg/L以下	0.1mg/L以下
アルミニウム "	アルミニウムとして 0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
鉄 "	鉄として 0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
銅 "	銅として 1.0mg/L以下	0.1mg/L以下
ナトリウム "	ナトリウムとして 200mg/L以下	20mg/L以下
マンガン "	マンガンとして 0.05mg/L以下	0.005mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下	20mg/L以下
蒸発残留物	500mg/L以下	50mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005mg/L以下
フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005mg/L以下
有機物〔全有機炭素 (TOC)の量〕	3mg/L以下	0.5mg/L以下
味	異常でないこと	異常でないこと
臭気	異常でないこと	異常でないこと
色度	5度以下	0.5度以下
濁度	2度以下	0.2度以下
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
アミン類	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
2,4-トルエンジアミン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
2,6-トルエンジアミン	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下
酢酸ビニル	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
スチレン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
1,2-ブタジエン	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下
1,3-ブタジエン	0.001mg/L以下	0.001mg/L以下

備考 主要部品の材料として銅合金を使用している末端給水用具では、上表にかかわらず、鉛、銅及び亜鉛

# 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第8条第3項に規定する指定試験機関等を指定する省令

〔平成16年3月22日  
厚生労働省令第32号〕

(最近改正 平成20年11月28日 厚生労働省令第163号)

(指定試験機関の指定)

第1条 法第8条第3項に規定する指定試験機関として、次の者を指定する。

名 称	主たる事務所の所在地	指定の日
財団法人ビル管理教育センター (昭和45年8月22日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。)	東京都千代田区大手町1丁目6番1号	昭和60年3月23日

(指定団体の指定)

第2条 法第12条の6第1項に規定する指定団体として、次の表の第1欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる者を指定する。

事 業	名 称	主たる事務所の所在地	指定の日
法第12条の2第1項第1号に掲げる事業	社団法人全国ビルメンテナンス協会(昭和41年10月20日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	昭和58年4月26日
法第12条の2第1項第5号に掲げる事業	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	昭和60年4月1日
	社団法人全国建築物飲料水管理協会(昭和53年8月31日に社団法人全国建築物飲料水管理協会という名称で設立された法人をいう。)	東京都港区虎ノ門2丁目9番地14号	昭和60年4月1日
法第12条の2第1項第7号に掲げる事業	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	昭和58年4月26日
	社団法人日本ペストコントロール協会(昭和47年3月13日に社団法人日本ペストコントロール協会という名称で設立された法人をいう。)	東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番4号	昭和58年4月26日
法第12条の2第1項第8号に掲げる事業	社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里5丁目12番5号	平成14年8月27日

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成16年3月31日から施行する。

附 則(平成20年11月28日厚生労働省令第163号抄)

(施行期日)

第1条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成20年12月1日)から施行する。